

港長公示 第24-2号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので同条第2項の規定により公示する。

平成24年7月24日

清水港長



清水港内における航泊の禁止について

日の出埠頭前面及び付近海域において、「清水みなと祭り海上花火大会」が実施されるので、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

記

1 期間 平成24年8月5日（日） 午後5時00分～午後10時00分

2 区域（別図参照）

次の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域

イ 清水港江尻船だまり北防波堤灯台（北緯35度01.0分、東経138度29.8分）から172度685メートルの地点

ロ イ地点から 90度276メートルの地点

ハ ロ地点から180度560メートルの地点

ニ ハ地点から270度276メートルの地点

3 標識

上記区域を明示するため、次の各地点には黄色灯付黄色塗浮標（4秒1閃光）が設置される。

(1) 上記2項目のイからニの各地点に各1基

(2) 上記イ地点とニ地点の間及びロ地点とハ地点の間に各1基

4 備考

航泊の禁止期間中、付近海域に警備艇が配備される。

航 泊 禁 止 区 域

別 図

清 水 み な と 祭 り 海 上 花 火 大 会 実 施 海 域

